

役員及び評議員の報酬並びに費用等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人山田科学振興財団（以下「本財団」という。）の定款第17条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用等に関して支給の規定等必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員等とは、役員等のうち本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、日当、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (6) 謝金とは役員等として果たすべき職務以外で本財団の事業活動等に貢献があった場合に受けることのできる財政上の利益である。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の役員等にはその職務執行の対価として、次に掲げる報酬を支給することができる。

- (1) 給与
- (2) 退職慰労金

第4条 非常勤の役員等にはその職務執行の対価として次に掲げる報酬を一時金として支給することができる。

- (1) 評議員会、理事会又はその他の委員会に出席した場合の出席報酬
- (2) 監事が会計監査を実施した場合の監査報酬
- (3) その他の職務執行に対する報酬

2 非常勤の役員等には次に掲げる謝金を一時金として支給することができる。

- (1) 講師謝金

- (2) 原稿執筆謝金
- (3) その他、理事会で必要と認める謝金

(費用)

第5条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤の役員等には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(報酬支給基準)

第6条 常勤の役員等の報酬は、月額報酬のみとし、次に掲げる各号を総合的に勘案の上、別表1に規定する範囲において、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

- (1) 勤務日数
- (2) 他の公益法人の常勤役員報酬額
- (3) 民間会社の役員等の報酬額
- (4) 当該常勤役員の経歴

第7条 非常勤の役員等の報酬総額は以下の通りとする。

- (1) 非常勤評議員の報酬は定款第17条に規定する各年度の総額の範囲内とする。
- (2) 非常勤理事の報酬は各事業年度の総額が400万円を超えないものとする。
- (3) 非常勤監事の報酬は各事業年度の総額が80万円を超えないものとする。
- 2 非常勤の役員等が評議員会または理事会に出席した場合はその都度50,000円を出席報酬として支払うものとする。
- 3 非常勤の監事が監査を実施した場合、その都度50,000円を報酬として支給するものとする。
- 4 非常勤の役員等に本財団が講師または原稿執筆を委託した場合、講師謝金または執筆謝金を別表2の基準により支払う。
- 5 非常勤の役員等が本財団が設置する「その他の委員会」に出席した場合、50,000円を上限とした出席報酬を支払うことができる。支払い額は評議員会にてこれを定める。
- 6 非常勤の役員等が本条第2項から第5項以外の職務を行なった場合には、本条第1項の範囲内において、その都度1人1日あたり50,000円を上限とした報酬を支払うことができる。支払額は、その職務執行状況等を勘案して評議員については評議員会、理事においては理事会にて決定し、監事にあっては監事同士の協議により決定する。
- 7 非常勤の役員等が同一の日に複数の委員会等に出席した場合、重複して出席報酬は支払わないものとする。

(報酬及び費用の支給方法)

第8条 第3条に規定する常勤役員の給与は、毎月25日(その日が休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日)に支給するものとする。

- 2 前条の給与は、法令に基づき控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨もしくは本人が指定する自己名義の銀行預金口座への振込により支給する。
- 3 非常勤役員等の報酬においても、法令に基づき報酬から控除すべきものの金額を控除し、通貨もしくは本人が指定する自己名義の銀行預金口座への振込により支給する。

(退職慰労金支給基準)

第9条 退任した常勤役員に支給すべき退職慰労金については、退任時の月額報酬に勤続年数に応じた別表3の支給基準率を乗じて算出した額とする。

- 2 算出された金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- 3 退職慰労金は在任中重大な過失等により本財団に損害を与え、または名誉を傷つけた者については、理事会の決議により前条に基づき算出された額より減額、または支給しないことができる。

(出向常勤役員等の報酬等)

第10条 所属会社等から本財団への出向を命じられている常勤役員等の報酬はこの規程にもかかわらず、本財団と当該所属会社等と協議した契約内容に基づくものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

第13条 この規程は、本財団が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

- 2 常勤役員の報酬に関する規定(平成16年3月1日付)及び常勤役員の退職慰労金規則(平成15年4月1日付)は、この規程の施行をもって廃止する。
- 3 別表2 講師謝金を10000円から50000円に変更する(平成25年6月2日付評議員会決議による)。
- 4 定義等に謝金の定義を加え、これに伴い第4条2項を追加する。また出席謝金、監査謝金をそれぞれ出席報酬、監査報酬に変更する。非常勤理事の報酬総額の上限を400万円に変更する。(2018年5月27日付評議員会決議による)

別表 1

号	月額報酬 (円)
1	500,000
2	600,000
3	700,000
4	800,000
5	900,000
6	1,000,000
7	1,100,000
8	1,200,000

別表 2

項目	金額
講師謝金	1 講演あたり 50,000 円とする。
執筆謝金	1 執筆あたり 5,000 円とする。

別表 3

勤続 年数	支給基準率		勤続 年数	支給基準率	
	A	B		A	B
1	1	0.6	21	22.2	〃
2	2	1.2	22	23.4	〃
3	3	1.8	23	24.6	〃
4	4	2.4	24	25.8	〃
5	5	3	25	33.75	〃
6	6	4.5	26	35.25	〃
7	7	5.25	27	36.75	〃
8	8	6	28	38.25	〃
9	9	6.75	29	39.75	〃
10	10	7.5	30	41.25	〃
11	11.1	Aに同じ	31	42.625	〃
12	12.2	〃	32	44	〃
13	13.3	〃	33	45.375	〃
14	14.4	〃	34	46.75	〃
15	15.5	〃	35	48.125	〃
16	16.6	〃	36	49.5	〃
17	17.7	〃	37	50.875	〃
18	18.8	〃	38	52.25	〃
19	19.9	〃	39	53.625	〃
20	21	〃	40	55	〃

ただし B は自己都合退職者に適応するものとする。